平成２４年（フ）第３４２号
名古屋市名東区香流１丁目1012番地　サンローヤル名東ビル80Ｂ号
債務者　濱﨑　真一
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４３８号
愛知県愛知郡東郷町白鳥２丁目６番地27
債務者　柘植　清美（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４４８号
名古屋市昭和区広路本町３丁目２番地　グリーンハイツ御器所105号
債務者　北島　武浩
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４６７号
名古屋市千種区天満通２丁目40番地　リーフコート101号
債務者　石川　貴仁
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４０号
三重県四日市市天カ須賀５丁目２番41―801号ライオンズマンション参番館
債務者　細谷エイリンダこと　ホソヤ　エイリンダ　バカリア
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
三重県四日市市河原田町666番地
債務者　荒木　優美
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
三重県四日市市別名４丁目５番７号
債務者　川北　聖子（旧姓渥美）
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第５２号
三重県員弁郡東員町大字鳥取650番地４　シングルハイツ鳥取２―105号
債務者　鈴木　政幸
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第５３号
三重県いなべ市北勢町麻生田3565―１　ダイヤマンション麻生田３―310、住民票上の住所福岡県鞍手郡鞍手町大字新延1240番地１
債務者　永田　真也
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
三重県三重郡朝日町大字柿2283番地
債務者　渡邉　裕子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
兵庫県尼崎市東園田町７丁目19番地の４、前住所兵庫県尼崎市塚口本町７丁目17番20号エースハイツ塚口201号
債務者　松永　弘貴
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７３号
兵庫県西宮市甲子園春風町５番39―202号
債務者　石橋　康一
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１００号
兵庫県尼崎市武庫元町１丁目29番８号　グレスト元町301号、前住所兵庫県尼崎市塚口本町１丁目21番22号　キャスル塚口101号
債務者　光山　禎子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１０６号
兵庫県芦屋市平田町８番14―302号
債務者　嵯峨美貴子（旧姓永谷）
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５号
鳥取県米子市新開３丁目３番40号Ｃ－３号
債務者　加場久美子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第２４７号
山口県下関市大字吉母594番地６
債務者　安尾　昭三
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第７３号
愛媛県東温市樋口764番地　ラクビー荘４号
債務者　渡部　省三
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　松山地方裁判所民事部